

駐日代第九四四号

一九六〇年十二月七日

駐日代表事務所

⑧

所長 金城 増明

社会局長 殿

戦斗参加者に対する新措置について（回答）

十一月二八日付社援第二六二三号で御照会のありました保留者については、当所の資料でなく新聞記者から直接厚生省未帰還調査部に年齢別保留を問合せ、記者自体の集計であり、貴局の数字に相違する点は、厚生省の補足説明に充分納得できなかつたものと思われる。

なお、新聞記事については、当方は関知しないことで、記者の情報収集によるもので当所も迷惑しており、厚生省特連局においても予算獲得上支障が起きはしないかと懸念している現状であるから御了願したい。